

群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター活動支援要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター制度要綱（以下「制度要綱」という。）第7条の規定に基づく群馬県知事（以下「知事」という。）の支援等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、制度要綱第2条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 「環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等」とは、制度要綱第2条第4号及び第8号に規定するプログラムとする。
- (2) 「サブファシリテーター」とは、ファシリテーターのうち別のファシリテーターが行う普及活動等をサポートする者とする。

(支援申請・実施報告等)

第3条 ファシリテーターは、制度要綱第5条第1項第1号の主体的な普及活動を実施する際に、知事の支援を受けようとするときは、原則として実施予定日の1ヶ月前までに、「群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等支援申請書（別記様式第1号）」を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請内容を審査し、適当と認めたときは、「群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等承認書（別記様式第2号）」により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の申請においてサブファシリテーターの依頼があった場合は、「群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等サポート依頼書（別記様式第3号）」により、サブファシリテーターにサポートを依頼するものとする。

4 ファシリテーターは、第2項により承認された普及活動を実施したときは、3週間以内に、その実施状況を「群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等主体的普及活動実施報告書（別記様式第4号）」により、知事に報告しなければならない。

(派遣申込等)

第4条 群馬県内で開催する研修会、学習会、イベント等（以下「研修会等」という。）において、環境 SDGs 等について学ぶ目的でファシリテーターの派遣を申し込む者（以下「派遣申込者」という。）は、原則として研修会等実施予定日の2ヶ月前までに、「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター派遣申込書（別記様式第5号）」を知事に提出しなければならない。

(派遣決定等)

- 第5条 知事は、前条の申込内容を審査し、適当と認めたときは、「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター派遣依頼書（別記様式第6号）」により、速やかにファシリテーターに依頼するものとする。
- 2 ファシリテーターは、前項の依頼を承諾する場合は、「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター派遣依頼承諾書」を速やかに知事に提出するものとする。
- 3 知事は、派遣するファシリテーターが決定したときは、「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター派遣決定通知書（別記様式第7号）」により、派遣申込者に通知するものとする。

(派遣による実施報告)

- 第6条 ファシリテーターは、第5条第1項の派遣依頼に基づく普及活動を実施したときは、2週間以内にその実施状況を「群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等派遣実施報告書（別記様式第8号）」により、知事に報告しなければならない。
- 2 派遣申込者は、第5条第3項に基づくファシリテーターの派遣により研修会等を実施したときは、2週間以内にその実施状況を「群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等実施報告書（別記様式第9号）」により、知事に報告しなければならない。

(ファシリテーターの遵守事項)

- 第7条 ファシリテーターは、制度要綱第5条第1項の規定に基づく普及活動において知り得た個人情報について、その活動の目的以外に使用してはならない。
- 2 ファシリテーターは、別に定める「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター実施運営業務仕様書」を遵守するものとする。

(報償費及び旅費等の支出)

- 第8条 知事は、第3条第4項または第6条の実施報告書が提出されたときは、予算の範囲内において、普及活動を実施したファシリテーター及びサブファシリテーターに対し、別に定める「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター報償費等支給規程」（以下「支給規程」という。）に基づき報償費及び旅費を支払うものとする。ただし、ファシリテーター及びサブファシリテーターが派遣申込者等から報償費及び旅費の支払いを受ける場合は、この限りでない。
- 2 知事は、主体的な普及活動における会場使用料について、第3条第1項によりファシリテーターから申請があった場合には、予算の範囲内において、支給規程に基づき、会場使用料を支出するものとする。

(事務)

第9条 この要領に関する事務は、群馬県環境森林部環境政策課において処理するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。